

季刊

# 労働おきなわ

2008 Summer

No.102



「労働おきなわ」102号(琉球労働から通巻176号)

2008年6月30日発行

編集・発行／沖縄県観光商工部雇用労政課

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2

TEL (098) 866-2366

FAX (098) 866-2355

<http://www.pref.okinawa.jp/> ▶目的別メニュー(雇用・労働) ▶労政福祉

発行人／比嘉 徹

印刷所／オアシス

〒902-0068 那覇市真嘉比246

TEL (098) 836-3339

FAX (098) 886-0090

沖縄県観光商工部雇用労政課



古紙配合率100%  
白色度70%の再生紙を利用しています。

労働相談窓口

フリーダイヤル  
**0120-610-223**

## 目次

## ◆ Relay Essay

沖縄県勤労青少年福祉推進者連絡協議会 会長 下地 恵昇 1

## ◆ 平成19年度 労働条件等実態調査結果概要 2

## ◆ 第79回 メーデー開催 5

## INFORMATION

最低賃金法が変わります 6

最低賃金法の一部を改正する法律Q&amp;A 6

パートタイム労働法が改正されました 8

平成20年労働大学講座及び「勤労青少年の日」 9

記念講演会お知らせ

みんなでグッジョブ運動推進大会2008開催の 9

お知らせ

巡回労働相談 10

ワーキングホリデー制度を活用してキャリア形成を 11

## ◆ 平成19年度の労働相談の状況について 12

## ◆ あっせん員候補者について 15

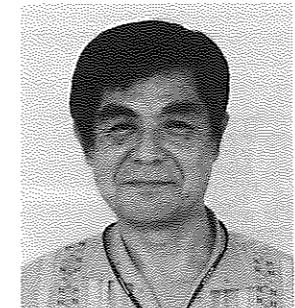
## ◆ 労働日誌 16

## ◆ 労働経済指標 17



【表紙の写真】

朝日に照らされて、金色に輝くひまわりたち。  
北中城村安谷屋の光景です。  
(伊波 行之介撮影)



## 若い人材の雇用促進・育成と職場定着に向けて

沖縄県勤労青少年福祉推進者連絡協議会 会長 下地 恵昇

国内・県内の雇用情勢は、好転を見せているとは言え、完全失業率は依然として高く特に青少年（15歳～34歳）の完全失業率は他の年齢層に比して高い状況にある。併せて、青少年の職業生活への不適応、孤立感、離・転職の問題に加え不安定な就労を繰り返す者や無業者のすう勢的な増加も問題であります。

このような状況は、一面的な要素や要因で片付けられず、国内・県内経済情勢や経営環境、雇用形態の多様化、青少年の人生観や職業意識・・・など多面的な要素が絡み合い解決にもかなりの難儀を要することになります。

勤労青少年福祉法（法律第98号 昭和45年5月25日制定）に基づく厚生労働大臣の「第8次勤労青少年福祉対策基本方針」（平成18年～22年度）でも、勤労青少年の職業生活の動向（勤労青少年を取り巻く環境の変化、勤労青少年の現状、青少年をめぐる雇用情勢と青少年の職業意識・・・）を踏まえ、勤労青少年の福祉の増進に関する基本的施策（勤労青少年福祉行政の方向性、職業生活の充実、集団生活による基本的能力の醸成、的確な職業選択・職場定着支援、勤労青少年福祉推進者との連携、職業生活に必要な職業能力の開発支援とその体制整備、企業における人材育成と福祉の整備・実施、ワーキング・ホリデー制度の活用によるキャリア形成、勤労青少年ホームの有効活用・・・以上筆者による抜粋）を詳細に掲げています。

とりわけ県内の雇用情勢は、どの年齢層においてもかなり厳しい状況にあり行政、各業界団体、企業、労組でも連携して雇用の維持・拡大に向けて必死な努力が続けられており、早急な効果を強く望むものであります。

沖縄県勤労青少年福祉推進者連絡協議会でも、

勤労青少年福祉法の趣旨・目的のわずかでも達成すべく厚労省「各次基本方針」に沿った事業展開を、沖縄県観光商工部の支援・指導を受けて続けています。1企業・事業所では、実施したくても勤労青少年の数が少ない、資金も十分でないなどの場合が多く、協議会として実施すれば可能であるとの想いから平成元年に結成されたものです。

その目的は「勤労青少年福祉推進者相互間の連携と勤労青少年の福祉増進を図ること」です。そのための事業として「福祉推進者の資質向上を図るべく各種研修・講習会の開催」や「勤労青少年の職場適応能力、職業意識やキャリア形成、リーダー研修・ビジネス交流、集団生活スポ・レク交流、勤労青少年の日にちなんだ行事・・・等です。

企業・事業所内においても、また社会的にも、次代を担う大事な若者たちであります。人材育成が一朝一夕にできるものではありません。組織として、従業員の世代間断層をなくすべく雇用の維持・促進と育成に努めて下さることを切望するものです。雇用は毎年あるいは、隨時採用しても採用した人数以上が離・退職すれば失業率は改善されません。企業・事業所内的人事施策として取り組みを願うものです。

その手段として、当連絡協議会の活用、勤労青少年ホームの活用、ワーキング・ホリデー制度の活用も有効なものと考えております。

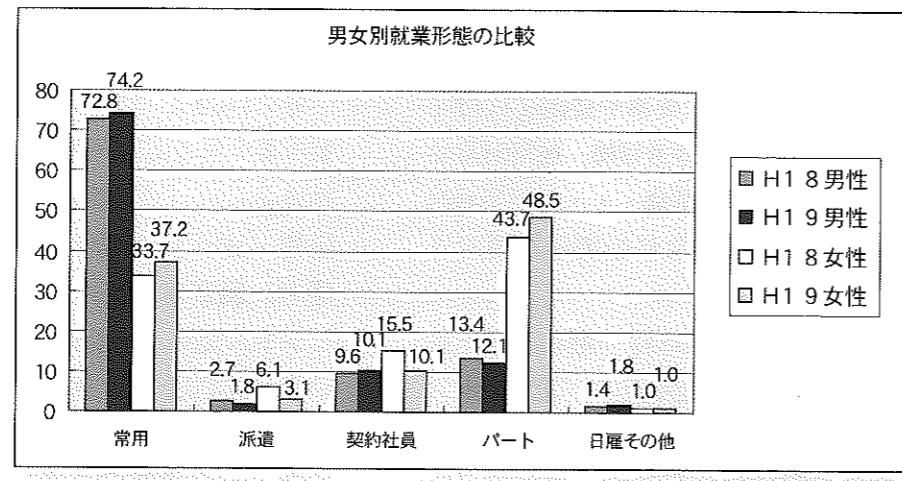
当連絡協議会の目的のより大きな成果実現のためにも、現会員企業・事業所・団体のご協力・支援はもとより、多くの企業・事業所・団体の当連絡協議会への加盟・事業参加と行政のご支援・ご指導を心からお願い致します。

# 平成19年度 労働条件等実態調査結果概要

## \* 就業形態

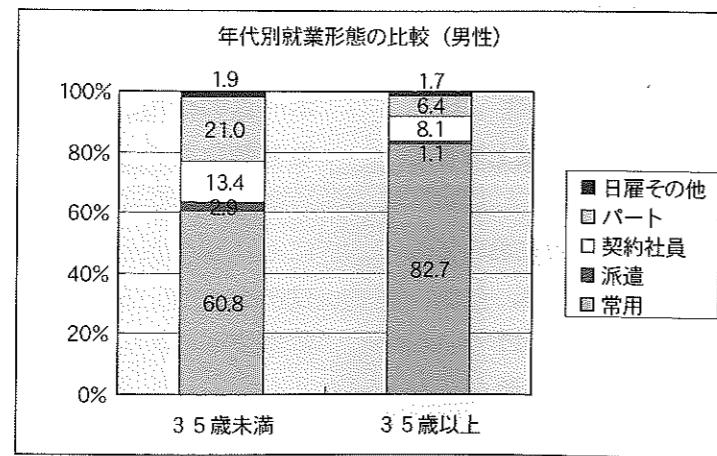
### (1) 男女別就業形態

有効回答459事業所のうち、男女別就業形態を平成18年と比較すると、男性については大きな変化は見られないが、女性では「派遣」や「契約社員」が減少し「常用、雇用」や「パートタイム労働者」が増加する傾向が見られる。



### (2) 年代別就業形態

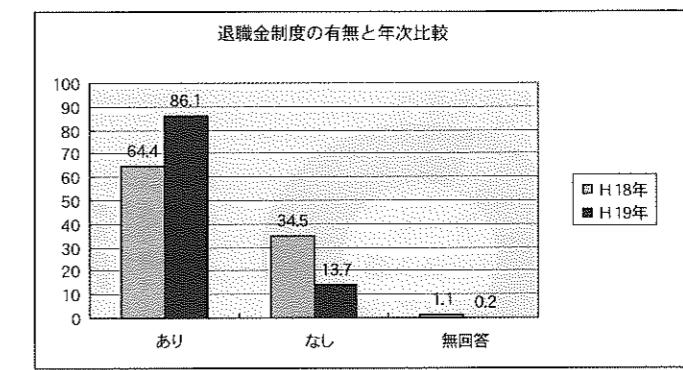
就業形態についての「35歳未満」の若年労働者と「35歳以上」の労働者との比較では、女性の場合はそれほど差はありませんが、男性では大きな差が見られる。男性の常用雇用労働者の割合では、「35歳未満」の若年労働者60.8%と「35歳以上」労働者82.7%では21.9ポイントもの差が見られる。



## \* 勤労者福祉

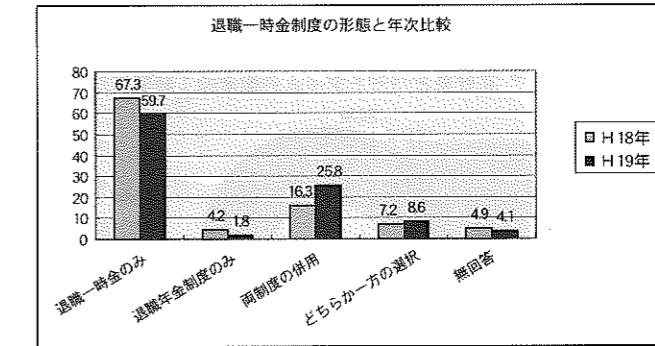
### (1) 退職金制度の有無

退職金制度の有無については「退職金制度のある」事業所が86.1% (H18:64.4%)と、退職金制度のある企業割合は昨年に比べて21.7ポイントも上昇している。



### (2) 退職金制度の形態

退職金制度のある企業の退職金制度の形態は、「退職一時金のみ」が59.7% (H18:67.3%)と最も多く、次いで「退職一時金と退職年金制度の併用」が25.8% (同: 16.3%)と続いている。昨年と比較すると、「退職一時金のみ」が7.6ポイント減少し、「退職一時金と退職年金制度の併用」が9.5ポイント上昇している。



### (3) 退職金制度がない理由

退職金制度のない理由では、「退職金を支払う余裕がない」が68.3% (H18:61.0%)と約2/3を占めており、経営状況が厳しいことが伺える。

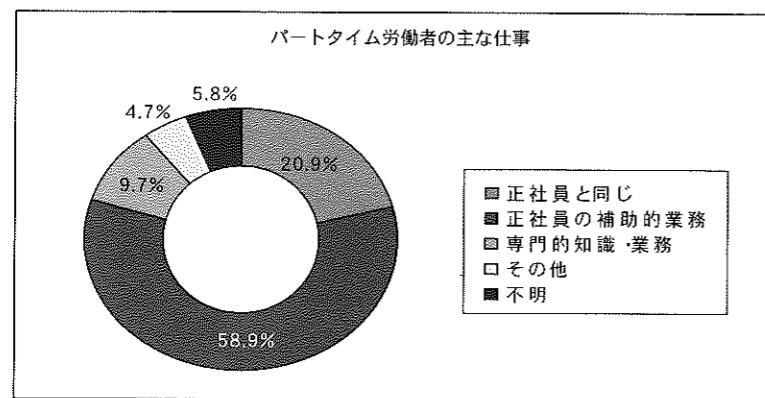
退職金制度のない理由	単位: 社、 %	
	回答数 (社)	構成比 (%)
退職金を支払う余裕なし	43	68.3 (61.0)
従業員からの要望がない	3	4.8 (4.3)
同業者も支払っていない	3	4.8 (1.8)
その他	7	11.1 (20.7)
無回答	7	11.1 (12.2)
計	63	100.0

( )内はH18年

## \*パートタイム労働者

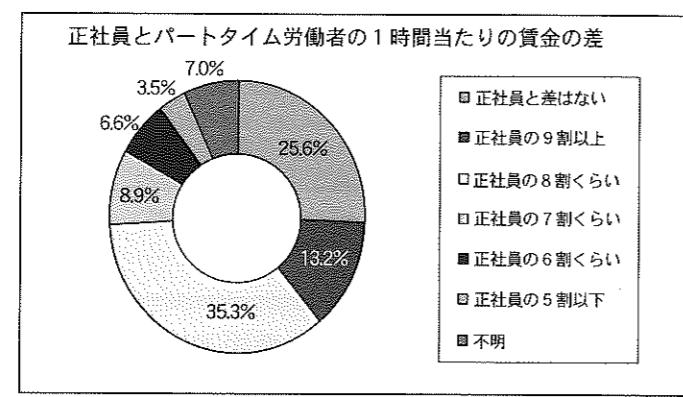
### (1) パートタイム労働者の仕事の内容

パートタイム労働者の仕事の内容は、「正社員の補助的業務」が58.9%と最も多く、次いで、「正社員とほぼ同じ職務の仕事」20.9%、「専門的知識、技能を要する仕事」9.7%と続いている。



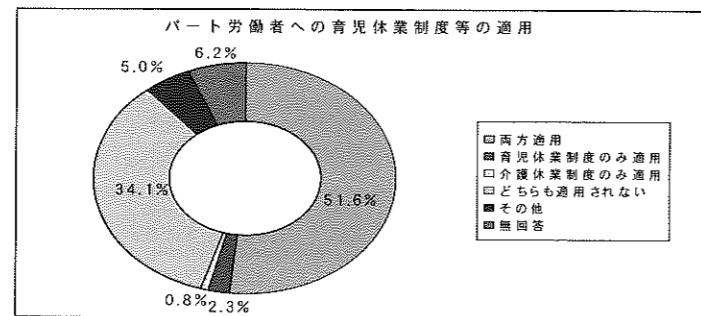
### (2) パートタイム労働者と正社員の時給の差

パートタイム労働者と正社員の時給の差では、「正社員の8割くらい」が35.3%と最も多く、次いで「正社員と差はない」25.6%、「正社員の9割くらい」13.2%と続いている。



### (3) 育児休業・介護休業制度の適用

パートタイム労働者への育児休業・介護休業の制度適用状況では、育児休業と介護休業の「両方適用」が51.6%と約半数を占め、「どちらも適用されない」は34.1%と約1/3強となっている。



## 第79回メーデー開催

働く者の祭典「第79回メーデー」が、平成20年4月25日（金）から5月1日（木）にかけて、県下7会場で約2,700名（主催者発表）が参加して開催されました。



沖縄県労連では、メーデー沖縄県集会を5月1日に那覇市内で開催し、350名（主催者発表）の参加で集会とアトラクションが行われました。

メーデー宣言では、貧困の解消と格差是正、働くルールの確立、後期高齢者医療制度の廃止、大増税反対、社会保障の充実などを求める宣言が採択されました。さらに、「日米同盟強化に反対し、海外派兵恒久法の制定を許さず、米軍基地の建設反対・普天間基地等の撤去を決議」

「増税などの相次ぐ国民負担増の中止と社会保障の拡充を求める決議」及び「教育条件を整備し、子どもたちに行き届いた教育を保障し、どの子も輝く教育を要求する決議」が採択されました。集会後は、会場から国際通り等のルートでデモ行進も行われました。



（沖縄県労連）



（連合沖縄中央祭典）

全港湾では、第16回港湾メーデーを5月1日に那覇市内で開催し、集会とカラオケ大会等のアトラクションが行われ、家族連れも多く約150人（主催者発表）が参加しました。

メーデー宣言では、格差是正、後期高齢者医療制度廃止、増税反対、米軍基地の県内移設反対・すべての基地の撤去、港運秩序の確立や港湾労働者の雇用安定を求め、新規参入反対、料金ダンピング反対のたたかいを強化することを盛り込んだ宣言が採択されました。



## 最低賃金法が変わります

最低賃金の決定基準や罰金の上限額、派遣労働者への適用関係などについて大きな改正が行われます。

### 改正の概要

#### 1 地域別最低賃金はこうなります

- ・地域別最低賃金を決定する場合には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護の施策との整合性にも配慮することとなります。具体的な金額は、都道府県ごとに決定されます。（詳しくは、厚生労働省HP、都道府県労働局HPに掲載されていますので、ご確認下さい）。
- ・地域別最低賃金の不払の場合の罰金額の上限が2万円から50万円に引き上げられます。

#### 2 産業別最低賃金はこうなります

- ・産業別最低賃金については、その不払については、最低賃金法の罰則は適用されなくなり、労働基準法の賃金の全額払違反の罰則（罰金の上限額30万円）が適用されます。

#### 3 適用除外規定が見直されます

- ・障害により著しく労働能力の低い者等に関する適用除外が廃止され、最低賃金の減額特例が新設されます。

#### 4 派遣労働者の適用最低賃金が変わります

- ・派遣労働者については、派遣先の地域（産業）の最低賃金が適用されます。

#### 5 最低賃金額の表示が時間額のみになります

- ・時間額、日額、週額又は月額で定めることとされていた最低賃金額の表示単位が、時間額のみになります。

(施行期日：平成20年7月1日)

## 最低賃金法の一部を改正する法律Q&A

Q 改正によって最低賃金はただちに改定されるのですか。

A 改正法の施行の際に有効である最低賃金については、次の改定までの間は改正法に基づいて決定された最低賃金とみなされることから、改正法の施行の際にただちに改定は行いません。

地域別最低賃金については毎年10月頃、産業別最低賃金については毎年10月～2月の間に改定されていますので、厚生労働省HPなどでご確認下さい。なお、現在決定されている地域別最低賃金額は以下のとおりとなっています。

北海道	654	青森	619	岩手	619	宮城	639
秋田	618	山形	620	福島	629	茨城	665
栃木	671	群馬	664	埼玉	702	千葉	706
東京	739	神奈川	736	新潟	657	富山	666
石川	662	福井	659	山梨	665	長野	669
岐阜	685	静岡	697	愛知	714	三重	689
滋賀	677	京都	700	大阪	731	兵庫	697
奈良	667	和歌山	662	鳥取	621	島根	621
岡山	658	広島	669	山口	657	徳島	625
香川	640	愛媛	623	高知	622	福岡	663
佐賀	619	長崎	619	熊本	620	大分	620
宮崎	619	鹿児島	619	沖縄	618	数字は時間額（円）	

(日給を最低賃金と比較する方法)

賃金額を1時間当たりの金額に換算して比較します。

(例えば) 東京都の会社に勤めるAさんは、日給5500円、1日の所定労働時間7時間30分で働いています。

これが東京都の最低賃金額739円を上回っているかどうかを確認するには日給額÷1日の所定労働時間数を計算し、それと739円を比較します。

例をこの式に当てはめると、 $5500\text{円} \div 75\text{時間} = 733\text{円}33\text{銭}$ となり、東京都の最低賃金額739円を下回っていることになります。

なお、詳細は厚生労働省HPでご確認下さい。

厚生労働省 HP : <http://www.mhlw.go.jp/>

Q 現在、産業別最低賃金には時間額の他に日額によって定められているものがありますが、改正法によって日額はなくなるのですか。

A 当該最低賃金について施行日後最初の改正の際に、時間額のみによって定められることになります。最低賃金額が時間額のみになった後、支払われる賃金が日給である場合に、その支払額が最低賃金以上かどうかを調べるには、賃金額を1時間当たりの金額に換算して比較することとなります。（左記の比較方法を参照して下さい。なお、産業別最低賃金の金額等については、厚生労働省HPや都道府県労働局HPでご確認下さい。）

Q 労働者派遣事業を行っていますが、注意すべきことは何でしょうか。

A 派遣労働者については、派遣先事業場に適用される最低賃金が適用されることになります。したがって、派遣元事業者は、労働者を派遣している事業場に適用される最低賃金額を把握する必要があります。金額は、厚生労働省HPや都道府県労働局HPで確認することができます。

Q 現在、最低賃金の適用除外許可を受けた人を雇っていますが、今後どのような取扱になるのですか。

A 改正法の施行の際、既に都道府県労働局の許可を受けて最低賃金法が適用除外となっている労働者については、施行日から1年内に新たに最低賃金の減額特例の許可を受ける必要があります。なお、減額特例の許可の対象となる労働者は、①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者②試の使用期間中の者③職業訓練を受けている者④軽易な業務に従事する者等となります。

# パートタイム労働法が改正されました！

～平成20年4月1日スタート～

## 1 労働条件の文書交付・説明義務

パートタイム労働者を雇い入れる際、労働基準法の義務に加え、「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」を文書等で明示することが義務化されます。

パートタイム労働者から求められたときは、事業主はそのパートタイム労働者の待遇を決定するに当たって考慮した事項を説明することが義務化されます。

## 2 均衡のとれた待遇の確保の促進

働き・貢献に見合った公正な待遇の決定ルールを整備して下さい。

【短時間労働者の態様】 通常の労働者と比較して			賃金	教育訓練	福利厚生		
職務(仕事の内容及び責任)	人材活用の仕組み(人事異動の有無及び範囲)	契約期間	職務関連賃金 ・基本給 ・賞与 ・役付手当等	左以外の賃金 ・退職金 ・家族手当 ・通勤手当等	職務遂行に必要な能力を付与するもの 左以外のもの(ステップアップを目的とするもの)	健康の保持 又は業務の円滑な遂行に資する施設の利用	左以外のもの(慶弔見舞金の支給社宅の貸与等)
① 同視すべき者 同じ	全雇用期間を通じて同じ	無期or反復更新により無期と同じ	◎	◎	◎	◎	◎
② 職務と人材活用の仕組みが同じ者 同じ	一定期間は同じ	-	□	-	○	△	○
③ 職務が同じ者 同じ	異なる	-	△	-	○	△	○
④ 職務も異なる者 異なる	異なる	-	△	-	△	△	○

◎・・・短時間労働者であることによる差別的取扱いの禁止 ○・・・実施義務・配慮義務  
□・・・同一の方法で決定する努力義務 △・・・職務の内容、成果、意欲、能力、経験等を勘案する努力義務

## 3 通常の労働者への転換の推進

通常の労働者への転換を推進するための措置が義務化されます。

(例)

- 通常の労働者を募集する場合、その募集内容を既に雇っているパートタイム労働者に周知する。
- 通常の労働者のポストを社内公募する場合、既に雇っているパートタイム労働者にも応募する機会を与える。
- パートタイム労働者が通常の労働者へ転換するための試験制度を設けるなど、転換制度を導入する。

パートタイム労働法に関するお問い合わせは

沖縄労働局雇用均等室まで

那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階 TEL(098)868-4380  
改正パートタイム労働法関連資料 <http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp0605-1.html>

# 平成20年度労働大学講座及び「勤労青少年の日」記念講演会 “イキイキ”と心豊かに働くために

とき 平成20年7月30日（水）13:30～16:30

ところ 浦添市産業振興センター「結の街」3F 大研修室

入場料 無料！

対象者 勤労者、人事労務担当者、事業主など、どなたでも参加できます

## ☆講演内容☆

第1部 「勤労青少年の日」記念講演会

あなたを応援！～励まし屋の、セルフコーチング入門

講師 紀々（ライフコーチ、音楽家）

第2部 平成20年度沖縄県労働大学講座

知りたい身边的労働問題～変化する労働法

講師 加藤 裕（弁護士）

申込・お問い合わせ先  
〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2  
沖縄県観光商工部雇用労政課 労政福祉班  
電話：098-866-2366 FAX：098-866-2355

# みんなでグッジョブ運動推進大会2008 開催のお知らせ

○日程 平成20年7月15日（火）午後2時～4時

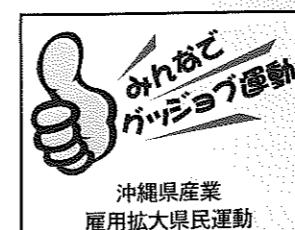
○場所 ているるホール（那覇市西3-11-1）

○入場料 無料！

○対象者 県民の方（経営者、教師、学生、求職者等）ならどなたでも参加可能（480人程度）

## ○主な内容

- 表彰式（5件程度） \*県内の雇用拡大等について顕著な取り組みを行っている企業や教育機関等を表彰いたします。
- トークセッション \*テーマ「沖縄の雇用どうする？」～私の役割、あなたの役割を考える～  
パネリスト アルベルトシロマ、津波信一、（株）沖縄教育出版社長 川畠保夫  
琉球ジャスコ株式会社社長 栗本建三
- アルベルトシロマ ミニライブ



連絡先 沖縄県観光商工部産業政策課雇用創出戦略スタッフ

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

TEL：866-2324、FAX：866-2440

URL <http://www.pref.okinawa.jp/job/>

講演会の  
お知らせ

# 巡回労働相談

沖縄県では、厳しい雇用失業情勢や就労形態の多様化（パート労働者、派遣労働者の増加など）により、個別化、複雑化している労働相談に対応するため、県内4地区（北部、中部、宮古、八重山）において巡回労働相談を実施します。

相談料は無料です。秘密も厳守します。お気軽に近くの会場へお越しください！

## ○相談員及び相談内容

相談員：沖縄県労政・女性就業センター職員、社会保険労務士、沖縄県中小企業労働相談員  
相談内容：賃金不払い、不当解雇、最低賃金法違反、パート労働問題など、労働に関する相談

## ○巡回労働相談日程

	地域	実施日時	会場
第1回	北 部	7月23日(水) 10:00~16:00	名護中央公民館 2F 第1, 2研修室
第2回	中 部	8月20日(水) 10:00~16:00	ジャスコ具志川店 2F コミュニティールーム
第3回	宮 古	9月11日(木) 13:00~16:30	宮古島市役所 本庁舎 1F
第4回	八重山	9月12日(金) 13:00~16:30	八重山支庁 1F会議室
第5回	中 部	10月 8日(水) 10:00~16:00	宜野湾市役所 2F 大ホール

○お問い合わせ：〒900-0036 那覇市西3-11-1(沖縄県三重城合同庁舎5階)

沖縄労政・女性就業センター TEL:0120-610-223, (098)863-1788, FAX:(098)863-1787

# ワーキングホリデー制度を活用してキャリア形成を

ワーキング・ホリデー制度とは…二国間の協定に基づいて、最長1年間異なった文化の中で休暇を楽しみながら、その間の滞在資金を補うために付随的に就労することを認める特別な制度です。本制度は、両国の青少年を長期にわたって相互に受け入れることによって広い国際的視野をもった青少年を育成し、ひいては両国間の相互理解、友好関係を促進することを目的としています。

対象は日本国籍の日本に在住している18歳から30歳まで（一部の国は18歳から25歳まで）の人となっています（下表参照）。

国名 制度開始年月日	年齢	ビザ 発給枠	ビザ発給数 (2007年) 単位：人
オーストラリア 1980年 12月 1日	18歳～30歳 (申請時)	制限なし	(オーストラリア人) 800 (日本人) 11,217
ニュージーランド 1985年 7月 1日	18歳～30歳 (申請時)	制限なし	(ニュージーランド人) 160 (日本人) 2,411
カナダ 1986年 3月 1日	18歳～30歳 (申請時)	9,500	(カナダ人) 580 (日本人) 4,991
韓国 1999年 4月 1日	18歳～30歳 (申請時) 福岡韓国総領事館に申請する場合	3,600	(韓国人) 3,600 (日本人) 390
フランス 1999年 12月 1日	18歳～30歳 (申請時)	1,500	(フランス人) 383 (日本人) 650
ドイツ 2000年 12月 1日	18歳～30歳 (入国時)	制限なし	(ドイツ人) 256 (日本人) 511
イギリス 2001年 4月 16日	18歳～25歳 英國政府が認めた場合 30歳まで可	400	(イギリス人) 311 (日本人) 427
アイルランド 2007年 1月 1日	18歳～25歳 (※1)	400	(アイルランド人) 60 (日本人) 331
デンマーク 2007年 10月 1日	18歳～30歳 (申請時)	制限なし	(デンマーク人) 2 (日本人) 13

(※1) 全日制の学校に在籍していたか、常勤で就労していた場合は30歳まで可

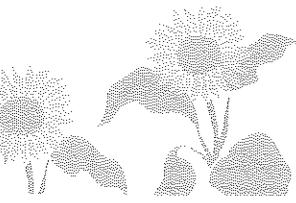
(社) 日本ワーキング・ホリデー協会 URL <http://www.jawhm.or.jp>

〈ワーキングホリデー協会沖縄県協力員の連絡先〉

〒903-0804 沖縄県那覇市首里石嶺町4-437-4

TEL : 090-9783-9564 FAX : 098-886-3767

下地 恵昇（人事・教育研究所オアシス7セブン所長）



# 平成19年度の労働相談の状況について

## 1 労働相談件数

平成19年度、県雇用労政課で取り扱った労働相談件数は316件で、前年度より72件(18.6%)減少しました(図1参照)。相談内容で最も多かったものは「労働条件に関する事」で、その中でも「労働時間、休日・休暇」に関する相談が多くありました。

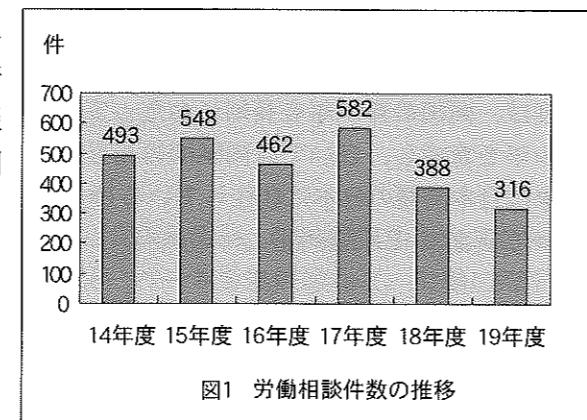


図1 労働相談件数の推移

## 2 内容別労働相談件数

労働相談を内容別にみると、「労働条件に関する事」が最も多く198件(全体の62.7%)、以下「勤労者福祉に関する事」が64件(同20.3%)、「雇用に関する事」23件(同7.3%)、「労働組合及び労使関係に関する事」は17件(同5.4%)、「男女雇用機会均等法等に関する事」が4件(同1.3%)の順となっています(図2参照)。特に、「労働組合及び労使関係に関する事」については、昨年度よりもその割合が増加しています。

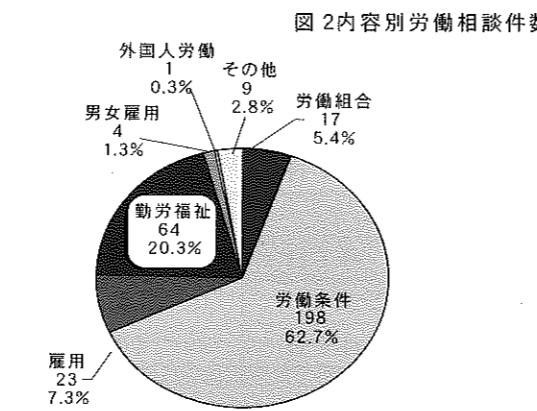
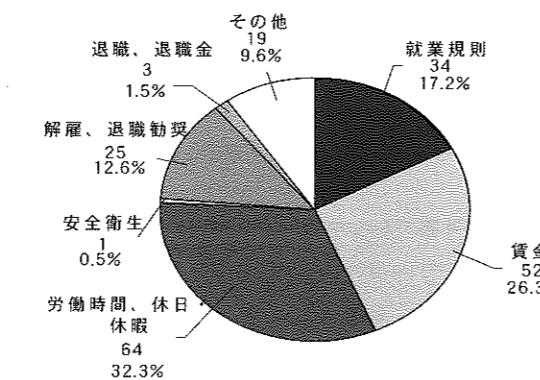


図2 内容別労働相談件数

また、内容別労働相談で最も多かった「労働条件に関する事」について、内容を項目別にみると、「労働時間、休日・休暇」64件(全体の32.3%)が最も多く、以下「賃金」52件(同26.3%)、「就業規則」34件(同17.2%)、「解雇、退職勧奨」が25件(同12.6%)の順となっており、前年度に比べ「労働時間、休日・休暇」と「就業規則」の占める割合が増加しています。(図3参照)。

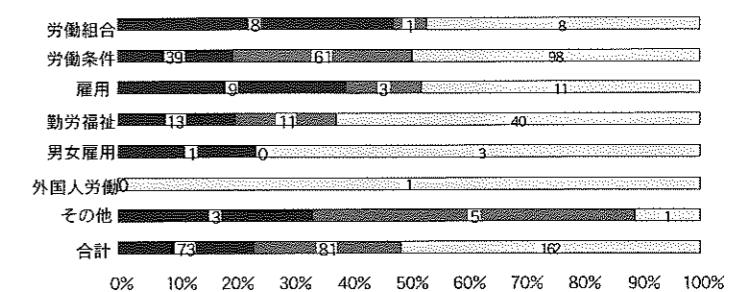


## 3 相談者別労働相談件数

相談者別の労働相談件数は、労働者からの相談が154件(全体の48.7%)で、使用者からの相談が162件(同51.3%)となっています。(図4参照)

労働者からの相談を正規社員と非正規社員の別でみると、正規社員よりも非正規社員からの労働相談が多くなっています。

図4 相談者別相談件数及び割合



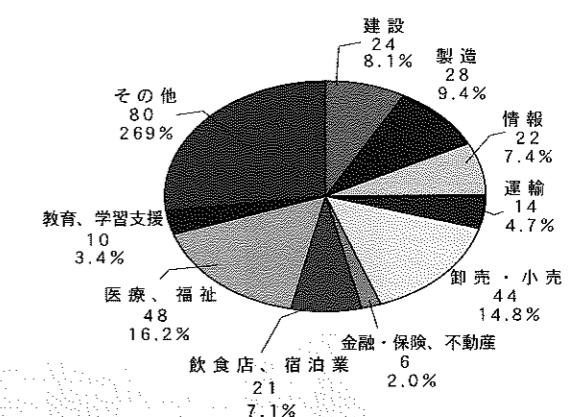
## 4 産業別労働相談件数

産業別の労働相談件数は、「医療、福祉」が48件(全体の16.2%)で最も多く、以下「卸売・小売業」44件(同14.8%)、「製造」28件(同9.4%)、「建設」24件(同8.1%)、「情報通信業」22件(同7.4%)、「飲食店、宿泊業」21件(同7.1%)の順となっています。

なお「その他」が全体の約3割近く、を占めていますが、これは、サービス業や農林水産業、公務等が「その他」に分類されているためです(図5参照)。

特に、「情報通信業」からの労働相談件数が、前年度より増加しました。

図5 産業別労働相談件数



## 5 過去の内容別労働相談件数の推移

(単位:件)

相談内容	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
労働組合	29	30	30	35	10	17
労働条件	244	270	249	316	231	198
雇用	40	53	35	64	19	23
職業能力開発	1	1	1	2	1	0
勤労者福祉	71	90	71	83	53	64
男女雇用	6	6	10	14	15	4
派遣労働	0	-	-	-	-	-
パート、アルバイト	17	-	-	-	-	-
外国人労働	0	0	0	0	1	1
その他	85	98	66	68	58	9
合計	493	548	462	582	388	316

※「パート、アルバイト」及び「派遣労働」については、平成15年度より調査項目から除いてあります。

表1 平成19年4月～平成20年3月の内容別・相談者別労働相談件数

相談内容	19年度										18年度			
	合計		前年同期		労働者			使用者			合計		使用者	
	件数	全体に占める割合(%)	増減数	伸び率	件数	相談者割合(%)	正社員	非正社員	件数	相談者割合(%)	労働者	使用者	労働者	使用者
労働組合及び労使関係に関すること	17	5.4	7	70.0	9	52.9	8	1	8	47.1	10	2.6	6	4
労働組合の結成、組織、活動	2	0.6	△ 3	△ 60.0	2	100.0	2	0	0	0.0	5	1.3	5	0
労使協議制	0	0.0	0	0.0	0	-	0	0	0	-	0	0.0	0	0
労働協約	5	1.6	4	400.0	2	40.0	2	0	3	60.0	1	0.3	1	0
団体交渉	6	1.9	5	500.0	2	33.3	2	0	4	66.7	1	0.3	0	1
不当労働行為	2	0.6	2	皆増	2	100.0	1	1	0	-	0	0.0	0	0
争議行為	2	0.6	0	0.0	1	50.0	1	0	1	50.0	2	0.5	0	2
その他	0	0.0	△ 1	皆減	0	0.0	0	0	0	0.0	1	0.3	0	1
労働条件に関すること	198	62.7	△ 33	△ 14.3	100	50.5	39	61	98	49.5	231	59.5	162	69
就業規則	34	10.8	0	0.0	3	8.8	3	0	31	91.2	34	8.8	11	23
賃金	52	16.5	△ 28	△ 35.0	38	73.1	13	25	14	26.9	80	20.6	58	12
労働時間、休日・休暇	64	20.3	19	42.2	25	39.1	11	14	39	60.9	45	11.6	28	17
安全衛生	1	0.3	1	皆増	0	0.0	0	0	1	100.0	0	0.0	0	0
解雇、退職勧奨	25	7.9	△ 23	△ 47.9	16	64.0	7	9	9	36.0	48	12.4	40	8
退職、退職金	3	0.9	△ 1	△ 25.0	2	66.7	0	2	1	33.3	4	1.0	4	0
その他	19	5.0	△ 1	△ 5.0	16	84.2	5	11	3	15.8	20	5.2	11	9
雇用に関すること	23	7.3	4	21.1	12	52.2	9	3	11	47.8	19	4.9	3	16
人材の確保	4	1.3	△ 10	△ 71.4	3	75.0	2	1	1	25.0	14	3.6	0	14
定年制、退職管理	5	1.6	4	400.0	4	80.0	2	2	1	20.0	1	0.3	1	0
配置転換	4	1.3	2	100.0	4	100.0	4	0	0	0.0	2	0.5	1	1
高年齢者の雇用	1	0.3	0	0.0	1	100.0	1	0	0	0.0	1	0.3	0	1
障害者の雇用	0	0.0	0	0.0	0	-	0	0	0	-	0	0.0	0	0
その他	9	2.8	8	800.0	0	0.0	0	0	9	100.0	1	0.3	1	0
職業能力開発に関すること	0	0.0	△ 1	皆減	0	-	0	0	0	-	1	0.3	0	1
公共職業訓練	0	0.0	0	-	0	0	0	0	-	0	0.0	0	0	0
企業内職業訓練	0	0.0	0	-	0	0	0	0	-	0	0.0	0	0	0
企業外職業訓練	0	0.0	0	-	0	0	0	0	-	0	0.0	0	0	0
その他	0	0.0	△ 1	皆減	0	-	0	0	0	-	1	0.3	0	1
労働者福祉に関すること	64	20.3	11	20.8	24	37.5	13	11	40	62.5	53	13.7	26	27
労働保険	62	19.6	11	21.6	22	35.5	12	10	40	64.5	51	13.1	24	27
退職金共済制度、財形制度	1	0.3	0	0.0	1	100.0	1	0	0	-	1	0.3	1	0
福利厚生	0	0.0	0	0.0	0	-	0	0	0	-	0	0.0	0	0
その他	1	0.3	0	0.0	1	100.0	0	1	0	0.0	1	0.3	1	0
男女雇用機会均等法等に関すること	4	1.3	△ 11	△ 73.3	1	25.0	1	0	3	75.0	15	3.9	7	8
均等待遇	1	0.3	△ 2	△ 66.7	0	0.0	0	0	1	100.0	3	0.8	3	0
セクシャルハラスメント	2	0.6	0	0.0	1	50.0	1	0	1	50.0	2	0.5	2	0
育児休業・介護休業	1	0.3	△ 8	△ 88.9	0	0.0	0	0	1	100.0	9	2.3	1	8
その他	0	0.0	△ 1	皆減	0	0.0	0	0	0	0.0	1	0.3	1	0
外国人労働問題	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0	1	0.3	1	0
その他の問題に関すること	9	2.8	△ 49	△ 84.5	8	88.9	3	5	1	11.1	58	14.9	7	51
職場の人間関係	4	1.3	0	0.0	4	100.0	2	2	0	0.0	4	1.0	4	0
苦情処理	0	0.0	△ 1	皆減	0	0.0	0	0	0	-	1	0.3	1	0
その他	5	1.6	△ 48	△ 90.6	4	80.0	1	3	1	20.0	53	13.7	2	51
合計	316	100.0	△ 72	△ 18.6	154	48.7	73	81	162	51.3	388	100.0	212	176

表2 平成19年4月～平成20年3月の産業別労働相談件数

産業分類(大分類)	19年度										18年度			
	合計		前年同期		労働者			使用者			合計		使用者	
	件数	全体に占める割合(%)	増減数	伸び率	件数	相談者割合(%)	正社員	非正社員	件数	相談者割合(%)	労働者	使用者	労働者	使用者
E. 建設	24	8.1	△ 17	△ 41.5	12	50.0	5	7	12	50.0	41	11.2	21	20
F. 製造	28	9.4	△ 30	△ 51.7	21	75.0	8	13	7	25.0	58	15.9	24	34
H. 情報通信業	22	7.4	5	29.4	9	40.9	6	3	13	59.1	17	4.7	8	9
I. 運輸業	14	4.7	0	0.0	9	64.3	9	0	5	35.7	14	3.8	12	2
J. 卸売・小売業	44	14.8	3	7.3	20	45.5	8	12	24	54.5	41	11.2	30	11
K. L. 金融・保険業、不動産業	6	2.0	△ 3	△ 33.3	1	16.7	1	0	5	83.3	9	2.5	5	4
M. 飲食店・宿泊業	21	7.1	△ 7	△ 25.0	11	52.4	5	6	10	47.6	28	7.7	22	6
N. 医療、福祉	48	16.2	2	4.3	12	25.0	5							

平成19年度 下半期 労働日誌

県内労働情勢		沖縄内外情勢
19年 10月	7 クレジット・サラ金被害をなくす沖縄集会 7 自治労沖縄県本部第56回定期大会～6日 15 道州制について考えるシンポジウム 17 連合沖縄第20回定期大会 22 全駐労、強く反発/軍雇用員の手当減提案 27 全駐労第77回定期大会 30 うまんちゅユニオン第8回定期大会	1 郵政民営化/24万人巨大企業が始動 1 文科相「重く受け止める」/「集団自決」検定見直し検討 11 内藤、亀田大毅を下し初防衛 12 「赤福」、消費期限を虚偽表示 14 辻・風俗店全焼/二人死亡、一人重体 死亡女性は17歳 24 偽装ミンチ事件で、ミートホープ元社長ら4人逮捕 25 学力テスト沖縄最下位 文科省が結果発表 26 教員試験 得点入力ミス/再試験へ
11月	3 第1回沖縄産業保健推進センター運営協議会 4 建交労第8回定期大会 8 労働委員会総会 12 沖縄県行政改革懇和会 16 第2回沖縄県成長底上げ戦略推進円卓会議 17 建労連女性部第11回定期総会全駐労、 21 16年ぶりスト 県内6000人が参加 23 日本平和大会in沖縄～25日	1 新たな沖縄文化創造/博物館・美術館が開館 2 歯科医師会で4700万円着服/浦添署に被害届け 6 小沢一郎・民主代表辞意表明撤回 6 4社「軍の強制」明記/教科書検定 7 葉害C型肝炎訴訟で初の和解勧告 28 守屋前防衛次官と妻を收賄で逮捕
12月	6 2008春季生活闘争中央討論集会 7 私鉄沖縄県連第47回定期大会 8 全水道沖縄大36回定期大会 17 沖縄県職業安定計画対策検討委員会 18 全駐労、格差給廃止に合意 20 那覇・南部地協 2008春闘討論集会 25 第2回沖縄県自殺対策連絡協議会	2 NAHAマラソン/2万6268人が「力走」誓う 3 長崎・佐世保のスポーツクラブで銃乱射/2人死亡6人負傷 14 野球:星野JAPAN北京五輪出場決める。 18 トルシエ氏 総監督就任/FC琉球 22 打倒「ハニカミ」宣言/17歳前粟蔵、プロ転向表明 26 再試験 143人が合格/教員採用採点ミス
20年 1月	4 2008新春の集い・旗開き 8 県、短時間勤務導入へ 育児支援策 9 県労連旗びらき 9 第1回政治センター常任幹事会 14 米軍基地でパワーハラ/従業員150人 抗議の署名 23 女性委員会「ジェンダー学習会」 27 日米地位協定の抜本見直しに向けたシンポジウム 31 中部地協 08春季生活闘争討論集会	5 県内交通事故死 最小43人/07年県警まとめ 7 タクシー強盗 容疑2米兵を逮捕 11 障害年金不払い2050万円 沖縄社保事務局 19 出生率33年連続 全国/県内06年 22 観光客586万人 過去最高・07年県内 25 米軍防総省が敗訴/沖縄ジュゴン訴訟 27 大阪に若い知事/38歳の橋下徹氏当選
2月	4 08年第1回最賛全国担当者会議 5 第36回連合沖縄地方委員会 14 全国一斉「なんでも労働相談ダイヤル」 15 08春季生活闘争開始宣言集会 15 県労連第35回評議員会 26 九プロ地方連合会代表者会議 28 連合おきなわユニオン第7回定期大会	1 中国製ギヨウザ中毒 健康被害494人に/県内10人受診 2 国保交付金算定ミス/全額補てん 県内は7割 5 県「補償の対象外」/安里川はんらん 7 元時津風親方ら逮捕/けいこ中に力士死亡 8 飲酒絡み全国ワースト/07年県内交通事故 19 高速から車転落 2人死亡/北中城インター 23 米兵外出禁止令/米兵暴行事件 24 9市町村が無料化/「メタボ」住民検診
3月	1 青年委員会2008春闘討論集会 4 沖縄県活力ある職場づくり講演会 14 労働条件確保改善推進委員会 15 2008労福協フォーラム 16 共同労働の法制化を求める市民集会 16 働く女性の労働相談 27 08春季生活闘争第3次総決起集会 31 改正建築基準法、緩和措置訴え/3500人 「現場からの悲鳴」総決起大会	1 食品値上げラッシュ/原材料価格の高騰 12 東大9人合格/昭和葉大附校で快挙 20 ホーム開幕戦に観客最多6000人/FC琉球 24 知事、県民大会不参加を表明 23 県民大会/米兵暴行事件 30 トルシエ琉球、初勝利

沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者 数	完 全 失 業 率	一般職業紹介状況			消費者物価指数				
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	H17=100			
	全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率		那覇市	全国		
平成9年	千人	人	千人	人	千人	%	人	人	0.24	1,592	102.6	102.7		
10年	34,875	210,829	6,438	45,096	36	6.0	21,678	5,270	0.41	1,328	103.4	103.3		
11年	34,602	210,290	6,721	45,036	47	7.7	24,391	4,526	0.19	1,457	103.4	103.0		
12年	35,033	259,350	8,502	58,059	51	8.3	26,170	5,771	0.22	1,858	103.2	102.2		
13年	34,682	262,400	8,779	55,173	50	7.9	27,487	7,759	0.28	1,823	102.2	101.5		
14年	34,281	256,145	9,097	56,817	53	8.4	29,774	7,875	0.26	1,937	101.0	100.6		
15年	33,656	261,222	9,472	49,238	52	8.3	30,625	9,158	0.30	2,253	100.7	100.3		
16年	33,213	260,403	9,685	53,843	49	7.8	31,037	11,220	0.36	2,464	100.8	100.3		
17年	28,921	277,660	9,470	77,476	49	7.6	32,501	12,979	0.40	2,609	99.9	100.4		
18年	32,188	273,547	10,907	93,239	51	7.9	34,890	15,016	0.43	2,539	99.7	100.2		
19年	32,445	271,386	11,089	98,683	50	7.7	33,741	15,454	0.46	2,453	100.7	100.6		
	32,714	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	100.2	100.3		
19年4月	32,769	274,115	11,378	96,736	50	8.0	34,747	14,769	0.43	2,822	99.3	100.1		
5月	32,876	271,734	11,408	98,416	47	7.3	35,073	13,732	0.39	2,609	99.9	100.4		
6月	32,905	270,832	11,548	98,413	49	7.5	34,141	13,294	0.39	2,376	100.0	100.1		
7月	32,904	272,801	11,611	93,097	51	7.9	33,190	13,361	0.40	2,453	100.7	100.6		
8月	32,810	275,349	11,658	94,405	49	7.5	32,334	13,654	0.42	2,146	100.9	100.9		
9月	32,823	273,971	11,676	95,169	50	7.6	31,237	13,856	0.44	2,771	101.2	100.9		
10月	32,830	269,504	11,741	103,274	47	7.2	32,380	14,273	0.44	2,321	101.1	100.7		
11月	32,929	266,243	11,786	101,585	42	6.5	30,840	12,966	0.42	1,869	101.2	100.9		
12月	32,949	266,720	11,773	100,912	44	6.8	28,119	11,853	0.42	1,869	101.2	100.9		
資料 出 所	県 統 計 課				沖 縄 労 働 局				県統計課					

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
			全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
平成9年	158.3	161.8	145.8	151.4	12.5	10.4	421,384	298,441	316,622	235,635	104,762	62,806
10年	156.6	162.4	145.2	152.5	11.4	9.9	415,675	297,257	315,829	235,258	99,846	61,999
11年	153.5	161.3	142.4	150.1	11.1	11.2	396,291	336,248	306,167	264,785	90,124	71,463
12年	154.9	162.2	143.3	150.9	11.6	11.3	398,069	327,432	308,930	262,037	89,139	65,395
13年	154.0	162.4	142.8	151.1	11.2	11.3	397,366	318,669	309,254	258,020	88,112	60,649
14年	153.1	159.1	141.7	149.4	11.4	9.7	387,638	323,993	305,700	262,059	81,938</	